承諾取消書

当社は、〇年〇月〇日付で福岡市家庭系指定袋販売委託契約書第１１条に基づき、以下の内容について契約内容の変更を承諾しておりましたが、最下段に記載の提出日をもって、契約内容の変更承諾を取り消します。なお、本書提出日から１か月間は販売を継続し、在庫の残りについては、必要な手続きを行い、返却いたします。

【変更承諾取消内容】

第２条及び第３条に追加した下線部の文言を削除する

（指定袋の種類等）

第２条

１．甲が乙に納品する指定袋は、福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第２７条第１項に規定する別表第１の定期収集する家庭系に定めるごみ袋の種類とする。

２．乙は、指定袋１枚あたり、福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第２７条第１項に規定する別表第１の定期収集する家庭系に定めるごみ袋の種類、容量別に定める手数料の額で販売するものとし、１０枚１セットを販売単位とする。

なお、レジ袋の代わりに福岡市指定ごみ袋を販売する取組み（指定袋のばら売り）に係る

指定袋については、１枚を販売単位とする。

３．同条例の改正により、前２項に掲げる指定袋の種類、容量、手数料の額に変更がある場合は、施行日以降については、それぞれ、改正後の指定袋の種類、容量、手数料の額を適用するものとする。

（委託料）

第３条　甲は、福岡市家庭系指定袋販売委託料として、指定袋１冊（１０枚入り）につき１６円（税込）を乙に支払うものとする。

　　　　なお、レジ袋の代わりに福岡市指定ごみ袋を販売する取組み（指定袋のばら売り）に係

る指定袋については、指定袋１束（５０枚入り）につき、８０円（税込）を乙に支払

うものとする。

以上

　令和　　年　　月　　日

（所在地）

　　　　　　　　　　　（名　称）

　　　　　　　　　　　（代表者）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印